

令和4年度第3回茨城県文化審議会議事録

1 日時 令和5年3月16日（木）午後2時から午後3時50分まで

2 場所 ザ・ヒロサワ・シティ会館（県民文化センター） 集会室1～4

3 出席者 茨城県文化審議会委員（敬称略）

町田 博文、吉澤 鐵之、班目 加奈、橋本 和幸、大橋 健一、金子 賢治、
垣内 恵美子、鷺田 美加、睦好 絵美子、鈴木 さつき、羽原 康恵、
小沼 公道

（欠席：能島 征二、根本 悦子、生田目 美紀）

※委員15名中12名が出席

県行政組織条例第26条第3項に定める「半数以上の出席」を満たし、審議会成立。

事務局 生活文化課長 須能 浩信 他生活文化課5名

障害福祉課1名、国際渉外チーム1名、文化課2名、義務教育課1名、
高校教育課1名、特別支援教育課1名

4 議事の経過及び結果

(1) 議事(1) 委員長及び副委員長の選出

生活文化課長は、仮議長として、茨城県行政組織条例第25条第2項の規定により、委員長及び副委員長の選出について各委員に諮ったところ、事務局案を提示してほしいとの意見があり、他の委員もこれに同意した。

事務局は、委員長を垣内恵美子委員、副委員長を能島征二委員とする案を提案した。

生活文化課長は、同案について各委員に諮ったところ、満場異議なく承認され、委員長に垣内委員、副委員長に能島委員が就任することが決定した。

(2) 議事録署名人の指名

垣内委員長は、議事を開始するに当たり、睦好委員及び鈴木委員を議事録署名人として指名し、両委員はこれを了承した。

(3) 審議会の運営

審議会の運営については公開とすることに決定した。

(4) 議事(2) 令和5年度における主な文化振興事業について

資料1により事務局から説明

【各委員及び事務局の発言概要】

(委員)

コロナでかなり傷んだ分野であるが、少しずつ戻りつつあるということは、委員の皆様方も

実感されていることかと思う。ニューノーマルに戻っていく動きを支える積極的な予算であり、また、電気代があがっている部分については、丁寧に対応されているということでもあったが、皆様いかがでしょうか。

(委員)

3ページの文化芸術体験出前講座、4ページの伝統文化総合支援事業などに関して。事業の方、拡充されていて、さらに多くの、特に児童生徒の皆さんに芸術に触れてもらうという取り組みについて、ぜひ今後もこのように継続して進めていただきたい。私は、仕事で中学校、高校に出向いて、ライフデザイン講座などを実施させていただいているが、その児童生徒の皆さんとお話ししていると、当然だが、自分の知っていることの中からしか行動の選択肢がないということを実感している。この児童生徒の皆さんが、生の文化芸術に触れること。そして、文化芸術のある人生は豊かだなというふうに思ってくれることこそが、茨城県の文化芸術の振興に必ずや繋がるなというふうに、長い目で見ると実感しているので、ぜひその子どもたちが生の文化芸術に触れる機会を、ますます推進していただきたいと思う。

そしてもう1点、5ページの文化情報の発信について、発信数が増加しているというお話をいただいた。実際にホームページ等をみると、いつ見てもタイムリーな情報が掲載されていて、欲しいと思った情報が、例えば美術館などについても、カレンダーがあって今日がどういう状態かということまで網羅されているので、本当に情報の発信については素晴らしいと感じている。

ただ一方で、受け取る側に情報が伝わって初めて行動に繋がると思うので、その点についてはまだまだ伸び代があると思う。成果について、現在は情報の発信数で比較をされているが、受け取る人がどれだけいるかということが大事だと思うので、例えば、ツイッターに関してはフォロワー数が多ければ多いほど、1回の情報発信に対して受け取る人が増えていくので、フォロワー数がどれくらいか、あるいはユーチューブなどでは、登録者数というところの数字がどういうふうに変化していくかということで、今後の対策をとっていくことができれば良いかと思う。

また、すでに発信されているものには素晴らしいものが多いので、例えば現在、近代美術館で速水御舟展が行われているが、ユーチューブでPR動画が流れていて、私は今までその方の存在もあまりよくわかっていなかったが、「実在するものは、美でも醜でもない、ただ、事実のみだ」という、そのメッセージが、直接美術館に伺わなくても動画で拝見ただけでチラシの何十倍も入ってきたので、そういったもののQRコードを、例えば児童生徒の皆さんの目につくところに置いて、教育に盛り込んでいただくとか、すでにあるものをいかにたくさんの方の目に触れるかということを中心に工夫していただくと、現在行っている情報発信がさらに多くの方の目に届くのではないかなと感じた。

(委員)

今、お話しいただいた速水御舟展や、笠間では最近まで板谷波山展を開催していたが、コロナが大分落ち着いてきたことから相当な入館者になり、大変ありがたいなと思っている。アフターコロナやウィズコロナということが定着していくのかと思うが、そういうことも含めて今後のあり方を考えていかなければならない。毎年、笠間で陶炎祭、陶器市をするが、開会式を

やめるという決断、省力化というか無駄なことはしないというようなことを考えて、なかなかすごい決断をされたと思う。

文化振興は、産業振興に繋がり、その関係で、前々回にも申し上げたが、伝統文化の関係でも無形文化財に対する言及がないので、それを本当に何とかしたほうが良いと思う。戦後何十年も経って、工芸とか陶芸の担い手も相当世代変わりをして、例えば笠間でいうと、1世代が終わって、2世代が今やもうベテランとなっている。県内の工芸に関して言えば、陶芸だけではなくて、江戸小紋とか紙布という、とても全国的にも珍しいものがあり、表現とか技術的には人間国宝と何ら変わらないようなレベルのものもある。ところが全く日が当たっていない。早いところ手を打って評価して、こんなものが茨城県にあるということを、魅力度にも関わると思うので、早くやったほうが本当が良いと思う。

国の人間国宝というのは、文化庁と日本工芸会が主催する日本伝統工芸展で、2回賞をとるとその資格ができてノミネートされるということになっていて、そこに出さないといけない。だけど、前に担当の方と話した時に、芸術は文化庁に任して私たちは産業振興ですとおっしゃった方がいたのだが、それは非常に大きな誤り。工芸の振興、つまり無形文化財として保持者を認定していくということは、何も芸術に関係するだけではなくて、それが特に国全体ではなくて、県とか地方の段階では産業振興にもものすごく結びついている。だから、無形文化財の保持者として昨今認定していく事自体が、文化の底上げや振興に繋がるし、それはもう本当に工芸は密接に産業振興に結びついている。そういうふうな企画を立てて何とかした方が県にとっても良いことだと思う。この辺が相変わらず出てこないの、何とかしたほうが良いのではないかと思う。

それから、これまで茨城県の陶芸美術館に仕事をいただいて13年になる。県の芸術祭の中で、特に関係があるのは、美術展覧会の工芸美術とかになるが、ものすごく狭い感じがする。もっとそれ以外に、建築とかデザインとか写真とか、たくさんあるわけなので、それをもっと広く吸収できるような、つまり審査員という審査機能が内部に限られていて、もっと幅広く作家以外の人たち、学識とか専門家とかを登用していかないといけない。県展もほとんどの県でそうだと思う。もちろんそうじゃないところもあるが、茨城の県展はそうないないので、もう少し考えるべきではないかと思う。また、幅広い層、特に若い世代が関心を持つような展覧会にしていかないと、どんどん先細りになると思う。そのためには、審査基準をもっと広げるとか、分野をもっと幅広くするということが大事ではないかと思う。

(委員)

昨今、文化財の保護、無形文化財も含めて保護の体制や考え方が非常に大きく変わってきている。指定の物件であるかどうかにかかわらず、未指定や、これから文化財になるようなものも含めて、国や地方自治体だけではなく社会全体で文化財を保護する。保存して活用するというような仕組みが整えられ、文化財保護法も改正された。所管も教育委員会だけではなく、様々な地域政策とより強力で連携させながらやっていくという仕組みができ、かなり開かれて整えられてきたということもある。指定物件だけではなく、登録とかいろいろなやり方も緩やかになってきたということもある。この辺りも含めて事務局から追加の説明をしていただければと思う。なお、文化芸術の範囲も、オリンピック、パラリンピック関係で基本法が変わり、食文化が加わった。茨城県では国よりも早く条例の中でその食文化を文化振興の対象に加えた

ところである。

(事務局)

昨年の7月の審議会でも委員から同様のご指摘をいただいているところであるが、今回の資料についてはあくまでも来年度の予算の説明であるため、資料には出てきていない。昨年指摘を受けて、改めて先ほどの紙布であるとか、その他にも県内には、すごい技術をもった、日本刀の研磨の非常に高い技術を持った方が筑西市にいらっしゃるなど、いろいろな県内にあるものを勉強してきたところではある。無形文化財は、文化財として保護する上で非常に難しいところがある。有形の文化財であれば、県内に所在している建造物であるとか、彫刻であるとか絵画であるということで明確だが、無形については、その方が保有している技術、例えばその方がいなくなった、引っ越して県外に行ってしまうという可能性もあり、本県では、地域性を有しているもの、その方がいなくなってもその地域でその技術が受け継がれていくというようなものでないといけない。いわゆる地域性を有しないものは、無形文化財としての指定はしていないという現状がある。

委員もおっしゃったように、非常にもったいないというふうには感じているところであり、せっかく茨城県内にそんなに高い技術がある方が何人もいらっしゃるのであれば、何らかの形で、旧来の文化財の指定という枠組みは難しくても、例えば県の表彰であるとか、国の表彰であるとか、すぐに取り組めることであれば広報誌とか、学校教育の現場などで、県内の地域にこんな方がいるということを知らしめていくということではできないのではないかと考えている。業務を進める上で難しいなと思っていることは、それぞれの部局、所管が分かれてしまっているの、旧来の枠組みだとどうしても漏れてしまうようなことを感じている。先ほど、委員の方からもありましたように、単なる文化財というものではなくて、産業としての広がり、地域振興や産業振興というような広がりというものがあるのであれば、部局、教育の枠組みを超えて情報を共有することで、例えば、教育ではないが、産業戦略部では、茨城県技術者表彰などをやっており、国レベルだと、厚生労働省の厚生労働大臣表彰（*卓越した技能者「現代の名工」）などもあるので、そういった情報を他部局と共有することで、県としてそういったすばらしい技術を持った方に光を当てていく、世の中に知らしめていき、それが広く県内の地域振興や産業振興に繋がるような動きになっていけばいいかなと感じている。

(委員)

無形文化財というのは人間のことでなくて技術のことなので、無形文化財と保持者を分けるということで、文化財の場合は指定、保持者の場合は認定ということだと思う。別にいなくなっても技術がなくなるわけではなく、他にいけばいいので、紙布などの産業になっていないもの、個人が作っているだけのものだが、そういうものも認定していったら、保存して後代に受け継いでいったら産業になっていくと良い。

それから、産業戦略部とかあちこちでやっていること、それはそれですごくいいことなので、どんどんいろいろなところでやっていけばいいと思うが、国の場合も伝統工芸と、経産省の伝統的という「的」の入る工芸が別にあり、「的」の方はかなり幅広い。どちらかというとなら伝統工芸は作家の表現が中心で、伝統的の方は産業振興、産業工芸が中心になっているが、いろいろな部分が重なってくる。さっきおっしゃった刀剣というものは、産業のものであったり、作

家の表現と結びついているものもある。日本中には、手づくりのものづくりというものがたくさん残っていて、その中から作家と人間国宝が出てくる。このことは基本的に産業革命以降、特にイギリスとかヨーロッパでは、手づくりのものづくりを根絶やしにしながら機械化していったわけであり、基本的にはない。バーナード・リーチもよく言っているように、都会から放逐されて辺境にしか残ってないということ、そこが日本の特徴なので、いろいろな形でいろいろな所でやっていくことで、相場として、文化振興、産業振興が行われていくというふうに考えていけばいいのではないかと思う。その辺を非常に難しく考えているのではないか。これらを契機に産業になっていく、あるいは産業にしていくというきっかけと捉えればよい。茨城県に刀剣研磨というものがあるのであれば、国では昔あったが、今はなくなってしまって、認定する人がいなくなったわけです。それこそさつき委員がおっしゃったように、国より先んじてということができればいいと思う。特に食文化は、ご存知の通りユネスコの世界無形遺産に登録されたわけですが、あの時は本当に慌てたわけで、フランスの食文化、地中海料理などが先にやられてしまって。無形文化財思想というのは、日本初でユネスコまで上り詰めたにもかかわらず、先にやられてしまったわけなので、それで京料理をなんとかしようとしたが、京料理だけでは困るので、日本の食文化全体として、世界無形文化遺産といえるような状態にしたわけです。かつて文化庁の主催で工芸とか芸能だけではなくて、今後の文化財保護をどうするかということで、食と、能・狂言とお花をどうするか話し合ったことがあり、結局その時は文化庁も時期尚早といって欲しくて、結局結果として時期尚早となった。だからまだお茶とか生け花とかは無形文化財にはなっていないが、できるだけそういうアイテムがあれば、早いうちに手を打っておいた方が良く思う。茨城県の後に国がついていくということが起こったら、これは大変面白いことだと思う。

(委員)

そもそも無形文化財、無形のものを守るというのは日本の文化財保護法が世界に先立って作ったカテゴリーであり、形のないものをどうやって守るかというときに、その方が持っている技に着目して、その技に指定するというやり方で無形文化財は成立しているわけです。その時に、その方を保持者として指定することで、技を次の世代に、つまり後継者を作るために、伝えていただく、そういう活動をしていただくということ。あわせて記録保存として、こんな技術があるということも記録として残すということによって、次の世代につなげていくという考え方ですから、やり方はいろいろなやり方があるかと思う。また、指定だけでなく、登録という緩やかな制度も作っており、各自治体でも無形の技をお持ちの方々を認定したり、登録したり、いろいろな形でサポートもされているので、そういった辺りも含めて一度ご検討いただくということにしてはどうかと思う。

(委員)

私たちは無形文化財の指定をいただいて活動をしているが、無形文化財は形がないもので、形はないのだけでも、道具は当然必要。私たちであれば花火や綱、櫓や出し物の人形などがあり、使っていれば当然傷んでくる。人形の着物など花火と一緒にやるから燃えてしまったりして、年々傷んでくる。以前はお祭りやイベントなどに呼ばれて、出演料をいただいていたのでどうにか賄っていたが、今は、昔ながらのものはやらなくて、イベントとかお祭りでも、打ち

上げ花火とかだけであって、私たちがやるような古典的な花火を使ったものはなかなかお呼びがかからない。そのため、資金の方で大分困っている状況である。有形文化財は、ものがあるので、壊れた時の補助金などを受けやすいのだが、無形文化財は、道具自体は文化財ではないので、補助金を受けられないということがある。この辺を無形文化財を維持していく上でどうにかしていただきたい。

(委員)

技術を伝承するための様々な経費も、というお話でした。他の意見をまず聞いて、最後にまとめて事務局から答えということをお願いしたいと思う。

(委員)

まずは、先ほど委員もおっしゃっていたが、体験格差が叫ばれる現在では、家庭で文化の体験の機会が再生産されてしまうという傾向がある。経済的に豊かであったり、そもそも親が文化的体験をしている子どもたちは文化的体験をする傾向にあるけれども、そうでない子どもたちは、その文化を享受する機会がないままに大人になってしまう。そしてそれをまた家庭の中で再生産していくというところが、非常に格差が激しくなっているということを近年指摘されていると思う。その中で派遣事業というのは、軒並みあまねく子どもたちに届くということが非常に価値あるものだと思っていて、それが次世代育成になるだろうと思っているので、こちらも引き続きぜひお願いしたいと思う。

質問は、今のラインナップで取り組まれている内容として、実演者の活動支援、実際に芸術家として制作をされたり、発表されたりする方の発表の場とか制作の機会ということと、あとその市民の体験の機会というところは実現されていると思うが、その間をつなぐ、その文化に関する専門職、マネジメントの方の人材育成のところというのは、今後必要になっていくのではないかと思っている。それはさっき委員もおっしゃっていた、その伝統文化、地域の中にある伝統文化とかを、今までは地域の方たちが自分たちの持ち出しとか力を持って維持されてきたところが、おそらく今後どんどんいろいろなところで破綻してなくなっていく状態で、でもそれは本来その地域、その土地に生きる人たちのシビックプライドだとか、生きるための糧などになっていたはずなので、それが今後の社会においては、おそらく職業にならないと維持できない状況になると思う。それは文化的処方と言われて久しくなっているが、異業種的な形ではなくて、コミュニティーで、地域文化に関わることでその人たちが健康に生きていくという生き方で、医療費を軽くするという話もありますし、何よりそのコミュニティーが破綻しかけているところもあり、文化で作り直すということが、今後の社会においては、教育も防犯も高齢福祉も障害福祉もいろいろなところに及ぼしていくことになるはずだということなので、その視点を今後事業に受けとめていかれるかどうかということをお願いしたい。

(委員)

私はトランペット奏者として、文化芸術体験出前講座の方で昨年も3回ほどお世話になっている。またこの機会も増えてくるようで大変うれしく思っている。実際に私が講師をお受けした時に、ここ何年かのことで、同業者の方ともよく話題になることだが、私は多分財団さんのアーティストとして登録をしていることで、この出前講座の講師を頂戴していると思う。元を

ただせば、それは私が新人演奏会に出させていただき、新人賞を頂戴したことでアーティストとして登録しますか、登録しませんかというところから始まり、そのあとも毎年登録について継続されますか、されませんかという書類のやりとりをして、現在も続けさせていただいていると思っている。他のアーティストの方がどういう風な経緯で登録されているのかはわからないのだが、まずここで一つ気になるのは、その派遣の講師のクオリティについて。いつも一つの本番に対して1人がマネジメントのような形で依頼を受けて、例えば私が依頼を受けたら、その学校のニーズに合わせた編成を組んで、私が入選をして、チームを組んでお伺いするというような形でやっている。また、お声をかけていただいて、一緒に参加させていただくというこの二つのパターンがあり、いろいろな方と共演させてもらっている。演奏家の質の問題、例えば新人演奏会に出たからといっても、年齢的に考えてももう何十年も経っているので、そこからよくも悪くもなっている可能性はあるので、そのクオリティをどのように保っていくのかということ。それから、芸術鑑賞する子どもたちがいて、若手の演奏家でもそういう風に演奏活動の場を頂戴できるというのは、大変ありがたいことだが、このほかにももっとたくさん、新人演奏会を通っていないアーティストで茨城にいるアーティストもたくさんいる。出前講座や財団からの仕事を引き受けて行った時に、県外のアーティストを使用してコンサートを開いているということも多く見受けられる。私は、財団の登録アーティストでなくても、財団からの仕事であれば、できるだけ茨城県の方と一緒にやるのが筋かと考えているが、それはやはり個人の感覚の問題にゆだねられていると思う。そこで、縦割りでいつも依頼を頂戴し、横の繋がりもないので、そこを取り持っていただくというか、私が県内の若手の演奏家と一緒にやろうと思ったときに、やはり経験が当然少ないわけではあるが、すばらしい若手の方もたくさんいるので、そこを育てていきたいという気持ちも私の中にはある。こういう機会に単発でやっているのに、継続的に育てるということもできないし、これが例えばこの後に話題になるかもしれないが、クラブ活動での民間移行に関した時の指導員、指導者のクオリティということにもなると思うのだが、そういうところをできれば県とかでクオリティについて、書類で継続します、しませんだけではなく、保つための施策があるといいのかなと思う。

(委員)

私は国際交流や多文化共生の観点から、委員として入らせていただいていると思うので、皆様の発言の方向とはまた違う視点の発言になってしまうのだが、人口減少の中で、産業を担う人も福祉を担う人も人手不足という中で、茨城県が外国人材を受け入れるための選ばれる茨城県になるということ。また、留学生についても、茨城県を選んでもらって留学生に来てもらうということを県の政策として打ち出されている中で、私たちも非常に微力ながら、その多文化共生や外国人のいわゆる働くという、あるいは勉強するというで来られる方々の支援をしている。

文化に関しても、そういった文化の担い手だったり、日本文化の担い手だったり、その伝統文化を楽しむというようなことに関しても、その外国人の方々、外国人をルーツに持つ日本で生活している方々に開かれたものになっていくといいのではないかと感じている。例えば、常総市に日系ブラジル人の方のための学校をやっている方がいるが、そこでは日系子弟のブラジル人の方々に通っている。私どもの事業で日系サポーター事業という事業があり、ブラジルから日系の子弟の方が常総市に派遣され、その方々が何をやりたいと考えたかということ、日本の

祭り文化を、自分たちが日本の中を巡って調べて、それを日系子弟の学校で伝えたいということで、活動をしていただいた。非常に楽しかったということもあったし、その生徒たちも初めて聞いたことや知ったということが多かったのだが、その学校も、それまで常総市の中でやや孤立をされていたというか、なかなか市の行政とも繋がりを持たずにいたというような話を聞いていた。それは本当に極端な例ではあるが、日本の文化を楽しみたい、知りたい、あるいはもしかしたら担い手になりたいという方々が、外国人をルーツに持つ方あるいは海外からそのために来る方というのもいらっしゃるのではないかなと思うので、そういった開かれていますよ、外国人でもどうぞ来てくださいという、そういうメッセージを出していけるようになると、いろんな面で担い手の可能性が広がっていくのではないかなと思う。

(委員)

県から主な文化振興事業について説明があったが、私は直接関係している事業等がある。2ページの茨城県芸術祭について、美術など様々な部門がこの芸術祭に参加している。この3年間、コロナ禍で非常に傷んだ部分があるという話があったが、私は美術だが、現場で指揮をしている立場から言うと、その痛みが非常に急激に、想像していなかったような大きなダメージであったということを実感している。これは委員の皆様方が思う以上に、現場でやっている者はダメージが大きいなという風に受けとめている。どういうことかということ、参加者と入場者数で2万6,000人という数字が出ているが、実際に出品したり、出演したりという参加する人の部分が非常にダメージを受けた3年間であった。コロナを契機にして、高齢の問題、少子高齢化、それから経済の問題で、出品しなくなったり辞めてしまったりして参加しなくなってしまったという人たちが非常に増えてしまった。県外の催事も含め、美術団体は非常に如実に現れている。コロナも収まって、県の方からもあったように、人はきっと戻ってくるが、全体的なボリュームとしてはやはり下がってってしまうということはもう何となく見える。ただそれを盛り上げよう、復活させようということで、県の方が頑張ってくれているので、少しずつ回復をしていくとは思っているのだが、3年間で受けたダメージを3年間で戻そうと思わずに、前のめりにならないで、粘り強くやっていくことが大事なのかなと思っている。

3ページの出前講座について、これも美術の方で関わっており、大変希望が増加しているという話で、これも現場で実感しているが、希望に沿った対応をしていかなければならないなと強く思っているところ。

それから4ページの現美展について、企画運営そして出品にも関わっていて、入場者がダウンした、1万人が4,000人に満たないような状況になってしまった。紙媒体等々で広報しているがなかなか来てくれない。これも戻ってくると思うが、様々なイベントを実施してやっていたからこそ1万人であった。これからはまたイベントが行われるようになるので、少しずつ回復をしていくと思うが、やはり前のめりにならないで粘り強くやっていきたいなと思っている。

資料5ページの移動美術展。先日、天心記念五浦美術館で3回目が終わったが、ギャラリートーク等々ができない。ただし、県の方で観客のいないギャラリートークを編集してユーチューブにあげてくれて大変評判が良い。よくできているということを実感している。

(委員)

県展ですが、今委員もおっしゃったように3年で3歳年をとり、本当に高齢化が進んでいて、

少子化も進んで若い人が本当に入ってくる方は少なくなっている。これから5年後にどうなるのかというのを今考えながら現場ではやっている状況。必死でやっているが、なかなかこの社会的な少子高齢化とか経済的なもの、やはり余裕がないと美術とかに入ってくる方が少ないので、どうしても経済的なことがかなり影響してくるので、私らが幾ら頑張っても無理な部分もあるのかなと思うが、諦めずに頑張っていきたいと思っている。

出前講座に関して、私ども、誰をどこの学校に行かせるか調整しているのだが、結果がどういう風になっているのかということを知らないので、その結果、学校の生徒さん方の感想などを、派遣を依頼する私どもの方にも伝えていただくとありがたいと思っている。

それから現美展に関して、以前、コロナの前は、市内の学生などがまとめて随分見に来てもらっていたりしていたが、コロナで来られなくなったのが非常に大きいと思う。出前事業と同じようにやはり、中央で活躍している一流の作品、作家の先生を実際に子どもに見てもらおう。非常にこれは良い現場の事業だと思っているのだが、コロナ禍でそれができないことが数字が減っていることに非常に大きいと思う。コロナが少しずつ改善されれば、市内あるいは近辺の小中学校、あるいは高校の生徒さん方に大勢来てもらえれば、これも前の通り戻ってくるのではないかなと思っている。

それから書道界のことを申し上げると、県展とか現美展のおかげで、他県と比べても非常にレベルの高い書道人口、書道県になっていて、毎年、8,000人に10人しか取れない日展の特選が毎年のように茨城から出ているような、そういう成果を上げている。人口はちょっとずつ減っているが、内容の方は他県に負けられないような充実したものとなるように頑張っているところ。

(委員)

昨日、芸大は合格発表だったのだが、茨城県からは少ない、担い手が少ない。何となくそこは大事なことだと思っている、この全体を通して、指導者というか、若手育成みたいなプログラムであったり、教える人と高校生が出会うということが、案外今の子どもたちには少ないので、そういう機会がもっとあるといいだろうと、そういう視点で力を入れてはどうかという感想である。

それと、先ほど文化情報発信の件でおっしゃっていたのに同感で、私は茨城県に改めて一昨年引っ越してきて県民になっているが、県のホームページから、いばらき文化情報ネットに飛ばない。バナーがなく、ポンと飛ぶことができないので、もったいないと思う。せっかくこれだけのホームページを作っているのに、県からもリンクしていないので、公式なのか、非公式なのかなということも若干よくわからないので、公式感をだした方が、別にもっとやわらかくしてもいいと思うが、ホームページのあり方を少し考えてもいいのかなと思った。

あと、文化情報発信で、こんなに予算が少ないのかと思った。専属的にやらないと多分この情報の発信はできないと思う。ここの部分をもっと力を入れる方がいて、割と若い人たちにアピールすると良いと思った。

(委員)

様々な意見を頂戴したが、いくつかご質問があった。この質問に対して事務局の方から答えをいただき、次の議題に移りたいと思う。

(事務局)

いただいた意見については、次回の審議会までに、事務的に整理をして、どのような形で次の施策につなげていくのか検討していきたいと思う。

質問のあった人材育成について、おっしゃるようにコミュニティーの不足のところを、どう地域で解決していくかという視点で、横の繋がりをどうとっていくかというところが、行政機関として果たしていく次の役割になってくるのではないかなと思っている。あと、出前講座で、横の繋がりが無いというところも非常に大事な分野なので、この審議会はいろいろな分野に及ぶので、事務局として県の関係部局がたくさん来ており、日頃から情報共有を図っているところなので、そこをしっかりとしながらどういう形で県がお手伝いできるかというところは、事務局である私どもの課で取りまとめをして、ご意見いただきながら進めていきたいと思っている。

また、出前講座の派遣の関係については、いばらき文化振興財団の方に委託をしており、財団ともよくクオリティの問題はおっしゃる通りだと思うので、そういう課題が提示されたということ踏まえてどういう対応ができるかしっかりと考えながら、次の会にご報告等々できるように進めていきたいと思う。

芸術祭の審査の件だが、こちらは文化団体連合や文化振興財団、教育財団などとの共催となっているので、それぞれの方々とどういうふうな解決策があるかということを含めて、しっかりと議論していきたいと思う。

(委員)

出前講座を受けた生徒さんの声がフィードバックされていないというのは、どこかで検証はされているのだと思うので、そういったプロセスについてもご検討いただければと思う。

(5) 議事(3) 県民文化センターについて

資料2により事務局から説明

【各委員及び事務局の発言概要】

(委員)

新しい会館がオープンするというのは非常に大きなインパクトがあるところだが、資料をみる限りでは、最初は、県民文化センターではできないような新しい需要を掘り起こすというところに注力されているようなので、予約状況などは、思ったほど大きな影響はないという分析は納得できるものと思う。今後も状況をきちんとフォローして、先生方にもフィードバックするというので、引き続き利用者の方々から意見を頂戴しながら、適切な役割分担などを考えていただき、好循環を生み出していただきたい。

(6) 議事(4) その他 部活動の地域移行について

資料3により事務局から説明

【各委員及び事務局の発言概要】

(委員)

地域移行ということで当然のことながら、次のページにもありますように、できる限り低廉

といいながらも会費もかかるということだが、貧困家庭の子どもたちは、どういう形でクラブ活動に参加することになるのか。また、例えば、楽器とかは非常に高額なもので、今は学校が用意することが多いかと思う、美術などの画材などもお金がかかるわけだが、そういったことはどうされるのか、補足説明があったらお願いします。

(事務局)

市町村教育委員会を通して、困窮世帯への補助というものが国からあるので、市町村に手を挙げていただく形で希望をとっている。補助の仕方は市町村によって異なってくるが、先ほどおっしゃられた楽器だと、扱い方やそれを壊したときの状況などいろいろなバージョンがある。外に持ち出してそこで壊れてしまった場合の保険はどうするのかとか、ルールづくりがあり、ここは整理しながらやっていきたい。前回お話ししたが、今年度東海村の方でモデル事業をしていただき、来年度も今希望をとっているところで、やりたいという自治体もあるため、補助もきちんとできる体制として進めているところである。

(委員)

部活動改革に関する有識者会議に出させていただいており、私も含め、これまで部活動を経験された誰もが部活動の教育的効果というのを体感されている中での改革なので、おそらくすごくいろいろな風当たりも含めあると思う。世界一忙しいと言われる先生方の働き方の是正というか改善という目的も含め、今までいろいろな方の善意で何とか行われてきた形の部活動を見直しましょう、という大切な機会だと思うので、やはりここも情報共有が大事だと思っている。なぜ部活動を改革して、地域でやっていくのかという、なぜというところをぜひ、時間とともに環境がどう変化してきたのかということ丁寧にも共有していくということをやっただけなら、皆さんも納得してくださるのではないかなと思う。変化というのは人間が一番恐れるものと言われるので、変化は皆嫌だと思うのだが、大切なことだと思ったので一言述べさせていただきます。

(委員)

これは一番市町村で頭が痛い問題である。一番は、委員がお話していた通り、部活動というのは難しい話で、先ほど説明があった中に、「社会教育法上の社会教育の一環として」と明示されているが、もともと学習指導要領というのがあり、その中には二つの文言が書かれている。総則に、一つは、教育上の一環として部活はやるものと書かれている。もう一方で、同じ学習指導要領の中に、教育課程外の活動だと書かれている。この矛盾点があり、学校で行われる活動なのか、学校以外で行われる活動なのかということが論点である。もともと部活動は規定ではなく、慣習としてやってきたことであり、太平洋戦争が終わった時に、東京とかいろいろなところが空襲を受けて焼け野原になってしまい、結果的に青少年教育をどこでやるかといったときに、学校の跡地のところに、鉄棒などの遊具が残っている。GHQはそれに目をつけて、とりあえず、学校で青少年教育活動をやろうということで始まったのが部活動である。だから、法律上の規定ではなくて、GHQが言ったことに対して進めてきた経緯があるということ、保護者の方、それから一般県民の方にご理解いただきたい。ただ、学校教育の中で、かつて荒れた時代の子どもたちがいた時代に、部活動が果たしてきた役割というのはとても大きいと思

う。スクールウォーズのこともそうだと思うのだが、そういう関係からすると、保護者にとって見たら、学校から部活動がなくなってしまった。先生方にとって見たら、中学校から部活を抜いたら何が残るのかと。そういうふうを考えてきたときに、荒れてしまうのではないかと、そういうことがすごく不安な状態である。

それから、教職員は給特法という法律があり、時間外手当は一切出していない。給料の4%だけが出ている。土日に先生方が部活に出た時の手当がどうかというと、3時間以上4時間までの場合には3,600円の手当がなされるが、それは、子どもたちが怪我した時に保険が適用できるようにということで、業務の一環としてさせるための手当であって、給料ではない。地域のクラブとか、土日休日の活動が地域移行になって、先生が兼職兼業をやって、土日でも面倒見れば良いというふうになると、今回、土日はもう学校外の活動なので、先生方にこの手当は出ないということになる。それではどこが出すかと言ったら、保護者が出すか、あとは市町村で手当をしないといけない。その部分が大変だから、国に今訴えをされていて、何とかお金を出してくださいという状況にあるのだが、県民に対しての説明が少なすぎる場所である。我々笠間市も市民に対しての説明が少ないので、今後説明会を開きながら、子どもたちの所得に応じて、教育を受ける差異が起こるということは起きてはいけないことなので、何とかその手当をしていきたいということ。

それから、スポーツのクラブチームに対して「ガイドラインをやってくださいよ」というのは、これはもう恩着せがましいというか、できないことである。勝利至上主義のクラブチームが、「3時間しか絶対土日にやっては駄目ですよ」ということを、県も国も言うこと自体が、おこがましいと思う。「お金をもらっていないのに何でうちのクラブは制限を受けなくてはいけないのか」と言われることに対して、結局市町村教育委員会がお願いしてやる方法しかないという状況である。

今一番お願いしたいのは、ミュージアムの場合には、土日にいわゆる陶芸にしても、それから近代美術館にしても、ぜひ子どもたち対象のクラブをつくっていただきたい。そうすると土日にそこに行って、クラブ活動として、絵画をやったり、陶芸をやったり、それから書道をやったりできるのであれば、これはうまい具合に地域移行ができるということである。地域移行するために、どんな人を指導者にするのかというのが一番である。誰でもいいというわけにはいけないので、そうすると、やはり既存のミュージアムの学芸員や、そういう人たちにクラブ活動をしていただいて、子どもたちを受け入れるようにしていただければと思う。

あと、うちで今やっているのは、例えば音楽団体は、ウェルネス高校に吹奏楽部があるので、そこと土日は一緒に練習をやるというような形でやっている。

なかなか難しい問題なので、経済的な差で、困窮する子どもたちがスポーツができない、クラブ活動ができないということのないように、それを何とか変えるためにどうしようかというところを今市町村で考えている。

(委員)

委員から現状のご説明と、それから懸念の点もあったが、何か事務局の方で補足説明はあるか。国はどう考えているとか、その助成とか支援とかのあり方についても何か議論があるかなど何かあるか。

(委員)

未来志向でやってもらおうと良いのだが、対処療法で文科省も動いていると思う。なので、いきなり高野連が反対だと出てきて、おそらくこれが出てくればどんどんいろいろな団体が反対だと出てくると思う。入試制度も変わらない限りは、スポーツ関係は難しい。中学校の内申書に、高校に行くための内申書に、中学校の総体で県大会3位以上が何点とか、そういうことが実情であるわけなので、この入試制度を変えない限りは、保護者の勝利至上主義の流れというのは変わってこないと思う。とにかくWBCであれだけ日本が騒いでいる中で、それからプロ化しているスポーツがいっぱいあるというところで、中学校で、このスポーツを後退させていくということがどういうことなのか、国体ももうなくなってしまうのではないかと、オリンピックパラリンピックもなくなるのではないかと議論までいかざるをえないと思っている。国も迷っている状況で、とにかく110億の予算が戦争の費用に消えて23億になってしまったということが一番大きいことだと思う。

(事務局)

ありがとうございました。一緒に進めていければと思っている。

(委員)

いろいろなものが連動していて、しかも何十年もやってきたものを変えようとするわけなので、いろいろなところに影響があり、国の動きも注視しながら、茨城県としてもどういう形でうまくソフトランディングしていけるのかということを探っていたら、また次回ご報告をいただければと思う。これまで意見を頂戴していない委員の方どうか。

(委員)

私は日立市民科学文化財団と申しまして、指定管理者として、日立シビックセンターという複合施設の管理運営、それから、科学や文化に関する自主企画事業などを行っており、今話のあった子どもたちを対象にした様々なことをやっている。例えば、音楽であればジュニアの弦楽合奏団や、それから科学館では、宇宙少年団など、本当にいろいろなことをやっているが、これが地域移行の中では、必ず何か大きな役割を果たすことができるだろうとは思っている。今のところまだどのようにということはないので、情報収集をまずはしているという段階ではあるが、いろいろな可能性があると思っており、子どもたちを将来に向かって育てていくことが大きな役割だと思っているので、少しでもお役に立てればなというふうに考えているところである。

(委員)

それでは、全体を通して意見とかなければ、以上をもって、本日の議題をすべて終了したいと思う。委員の先生方、円滑な議事進行に協力をいただき、また活発な意見を頂戴して、ありがとうございました。

(議事終了)